

令和7年10月吉日

お客様各位

愛知県中央信用組合

「貸金庫規定」改定について

平素はお引き立てを賜りお礼申し上げます。

金融機関の貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁による貸金庫業務に関する「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。

これを受け、愛知県中央信用組合では、以下のとおり「貸金庫規定」を改定いたします。

改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

1. 改定の対象となる規定

けんしん貸金庫規定

全自動（カード式）貸金庫規定

2. 規定改定日

令和8年4月1日

3. 主な改定内容

(1) 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加

日本円*（注）、外国通貨とも収納できません。

(2) 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面で申告いただくこと

(注) 格納いただけない現金について

日本円のうち、以下の2点が格納いただけない現金となります。

①日本銀行HP「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣

②「①」と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

4. ご留意点

(1) 現在、貸金庫に「現金」を格納されているお客様におかれましては、次回ご来店時等に現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。

(2) なお、3.(2)に記載の書面につきましては、10月より順次、お届けいただいている住所宛てに郵送または担当者が訪問させていただきますので、ご申告をお願いいたします。

以上

けんしん貸金庫規定 新旧対照表

令和8年4月1日 改正
(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>1. 格納品の範囲</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>① 公社債券、株券その他の有価証券</p> <p>② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p>③ 貴金属、宝石その他の貴重品</p> <p>④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。</p> <p><u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p>① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p>② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>2. (利用目的の確認)</p> <p><u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>3. 契約期間等</p> <p>4. 利用料</p>	<p>1. 格納品の範囲</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <p>① 公社債券、株券その他の有価証券</p> <p>② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類</p> <p>③ 貴金属、宝石その他の貴重品</p> <p>④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの</p> <p>(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。</p> <p><u>(左記追加)</u></p> <p><u>(左記追加)</u></p> <p>2. 契約期間等</p> <p>3. 利用料</p>

けんしん貸金庫規定 新旧対照表

令和8年4月1日 改正
(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>(1) 貸金庫の利用料は、当組合所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手・<u>当座預金払戻請求書</u>によらず払戻しのうえ利用料に充当します。ただし、やむを得ず口座振替によらない場合は、現金等により支払ってください。なお、当初契約期間の利用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>5. 鍵の保管</p> <p>6. 貸金庫の開閉等</p> <p>7. 届出事項の変更等</p> <p>8. 印章、鍵の喪失時等の取扱い</p> <p>9. 印鑑照合等</p> <p>10. 損害の負担等</p> <p>11. 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>この貸金庫は、第 12 条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 12 条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p>12. 解約等</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 8 条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から</p>	<p>(1) 貸金庫の利用料は、当組合所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手・<u>(追 加)</u>によらず払戻しのうえ利用料に充当します。ただし、やむを得ず口座振替によらない場合は、現金等により支払ってください。なお、当初契約期間の利用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>4. 鍵の保管</p> <p>5. 貸金庫の開閉等</p> <p>6. 届出事項の変更等</p> <p>7. 印章、鍵の喪失時等の取扱い</p> <p>8. 印鑑照合等</p> <p>9. 損害の負担等</p> <p>10. 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>この貸金庫は、第 11 条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 11 条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p>11. 解約等</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 7 条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から</p>

けんしん貸金庫規定 新旧対照表

令和8年4月1日 改正
(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 <u>3</u> 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が利用料を支払わないとき</p> <p>② 借主について相続の開始があったとき</p> <p>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p><u>⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p><u>⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p><u>⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第 2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p><u>⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当組合が判断したとき</u></p> <p>(省略)</p> <p>(4) <u>前 2 項または</u>項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの利用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 <u>4</u></p>	<p>解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 <u>2</u> 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が利用料を支払わないとき</p> <p>② 借主について相続の開始があったとき</p> <p>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p><u>(左記追加)</u></p> <p>(省略)</p> <p>(4) <u>(追加)</u> 前 3 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの利用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 <u>3</u></p>

けんしん貸金庫規定 新旧対照表

令和8年4月1日 改正
(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日に関第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>13. <u>貸金庫の修繕、移転等</u></p> <p>14. <u>緊急措置</u></p> <p>15. <u>譲渡、転貸等の禁止</u></p> <p>16. <u>本規定の変更</u> 以上</p>	<p>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日に関第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>12. (貸金庫の修繕、移転等)</p> <p>13. (緊急措置)</p> <p>14. (譲渡、転貸等の禁止)</p> <p>15. (本規定の変更) 以上</p>

全自動（カード式）貸金庫規定 新旧対照表

令和8年4月1日 改正

（下線部分が変更箇所）

新	旧
<p>1. 格納品の範囲</p> <p>(1) 全自動(カード式)貸金庫(以下、「貸金庫」といいます。)には、次に掲げるものを格納することができます。(重量制限は、18kg迄ですのでご注意ください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの <p>(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。</p> <p><u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> ② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> <p>2. 利用目的の確認</p> <p><u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当組合の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただき</u></p>	<p>1. 格納品の範囲</p> <p>(1) 全自動(カード式)貸金庫(以下、「貸金庫」といいます。)には、次に掲げるものを格納することができます。(重量制限は、18kg迄ですのでご注意ください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの <p>(2) 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。</p> <p style="text-align: center;"><u>(左記追加)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(左記追加)</u></p>

全自動（カード式）貸金庫規定 新旧対照表

令和8年4月1日 改正

（下線部分が変更箇所）

新	旧
<p><u>ます。</u></p> <p>3. 契約期間等</p> <p>4. 利用料</p> <p>(1) 貸金庫の利用料は、当組合所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手・<u>当座預金払戻請求書</u>によらず払戻しのうえ利用料に充当します。ただし、やむを得ず口座振替によらない場合は、現金等により支払ってください。なお、当初契約期間の利用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>5. 鍵、カードの保管</p> <p>6. 暗証の登録</p> <p>7. 貸金庫の開閉等</p> <p>8. 届出事項の変更等</p> <p>9. 印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い</p> <p>10. 印鑑照合、暗証照合等</p> <p>11. 損害の負担等</p> <p>12. 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>この貸金庫は、第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p>13. 解約等</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほ</p>	<p>2. 契約期間等</p> <p>3. 利用料</p> <p>(1) 貸金庫の利用料は、当組合所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手（<u>追加</u>）によらず払戻しのうえ利用料に充当します。ただし、やむを得ず口座振替によらない場合は、現金等により支払ってください。なお、当初契約期間の利用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>4. 鍵、カードの保管</p> <p>5. 暗証の登録</p> <p>6. 貸金庫の開閉等</p> <p>7. 届出事項の変更等</p> <p>8. 印章、鍵、カードの喪失時等の取扱い</p> <p>9. 印鑑照合、暗証照合等</p> <p>10. 損害の負担等</p> <p>11. 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p>この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p>12. 解約等</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほ</p>

全自動（カード式）貸金庫規定 新旧対照表

令和8年4月1日 改正

（下線部分が変更箇所）

新	旧
<p>か第<u>9</u>条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第<u>3</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が利用料を支払わないとき</p> <p>② 借主について相続の開始があったとき</p> <p>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p><u>⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p><u>⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p><u>⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p><u>⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当組合が判断したとき</u></p> <p>(省略)</p> <p>(4) <u>前2項</u>または前3項の明渡しが遅延したと</p>	<p>か第<u>8</u>条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第<u>2</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が利用料を支払わないとき</p> <p>② 借主について相続の開始があったとき</p> <p>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p><u>(左記追加)</u></p> <p>(省略)</p> <p>(4) <u>(追加)</u> 前3項の明渡しが遅延したと</p>

全自動（カード式）貸金庫規定 新旧対照表

令和8年4月1日 改正

（下線部分が変更箇所）

新	旧
<p>きは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの利用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第4</u>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日に<u>第4</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p><u>14. 貸金庫の修繕、移転等</u></p> <p><u>15. 緊急措置</u></p> <p><u>16. 譲渡、転貸等の禁止</u></p> <p><u>17. 本規定の変更</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>きは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの利用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第3</u>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当組合はこの不足額を明渡しの日に<u>第3</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p><u>13. 貸金庫の修繕、移転等</u></p> <p><u>14. 緊急措置</u></p> <p><u>15. 譲渡、転貸等の禁止</u></p> <p><u>16. 本規定の変更</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>